

官報

平成十二年四月十四日

○第四百七回 参議院會議録第十六号

平成十二年四月十四日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十六号

平成十二年四月十四日

午前十時開議

第一 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第二 産業技術力強化法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案
(趣旨説明)

一、河川法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案について、提出者の

趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。宮澤大蔵大臣。
(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府は、二十一世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、資産やリスクが効率的に配分される市場の構築と、金融サービスの利用者の保護の環境の整備等を進めるため、これらの法律案を提出した次第であります。

まず、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、証券取引所及び金融先物取引所の株式会社化を可能とするともに、証券取引所等が公共的機能を適切に発揮できるよう、何人も発行済み株式総数の百分の五を超えて証券取引所等の株式を保有してはならない旨の制限を設けるほか、取引参加者にルールを遵守させる自主規制機能の一層の明確化を図る等の措置を講ずることとしております。

第二に、現在紙媒体で行われている有価証券報

告書等の提出、受理という一連の企業内容等の開示手続を原則として電子的方法により行うこととするほか、目録見書等についても電子的方法による交付等を認めることとしております。

次に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、資産の流動化のための仕組みである特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律につきまして、これまで不動産及び指名金銭債権等に限定されていた流動化対象資産を財産権一般に拡大するとともに、流動化の器として信託も利用可能とするほか、特定目的会社を登録制から届け出制に改める等の措置を講ずることとしております。

第二に、資金運用のための仕組みである証券投資信託及び証券投資法人に関する法律につきまして、従来、「主として有価証券とされていた運用対象資産を不動産等にも拡大することとしております。

また、この運用対象の拡大に伴い、投資信託委託業者について利益相反行為の防止措置、投資者に対する忠実義務及び損害賠償責任を定める等、必要な措置を講ずることとしております。

第三に、これらの法律改正に伴い必要となる措置として、特定目的会社及び投資法人に対する法人課税に関し、投資者への支払い配当の損金算入を認める等、所要の措置を講ずることとしております。

次に、金融商品の販売等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

第一に、金融商品販売業者等は、預貯金、保険、有価証券等の金融商品の販売等に際し、顧客に対して元本欠損が生ずるおそれがある旨及びその原因となる事由等の重要事項について説明をしなければならぬこととしております。

第二に、不行為に関する民法の特則として、金融商品販売業者等は、重要事項について説明を

しなかったときは、これによって生じた顧客の損害を賠償する責めに任ずることとしております。

また、顧客が損害賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなければならぬことによって顧客に生じた損害の額と推定することにより、原告たる顧客の立証負担の軽減が図られることとしております。

第三に、金融商品販売業者等は、金融商品の販売等に関する勧誘の適正の確保に努めなければならないこととするともに、勧誘の適正の確保に関する勧誘方針の策定・公表を義務づけ、これに違反した場合には過料に処することとしております。

以上、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。櫻井充君。

(櫻井充君登壇、拍手)

○櫻井充君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま議題となりました三案について質問いたします。

質問に先立ちまして、このたびの北海道有珠山噴火のために避難生活を余儀なくされている多くの地域住民の皆様が心からお見舞い申し上げます。

現在も続いている噴火により疲労と不安の日々を送られていることと思います。一日も早い火山活動の休止と、地域住民の皆様の日常生活の復帰を心から願っております。

さて、私は国会に来てから一つの素朴な疑問を感じておりました。それは、国会に出席もしない人が議員の歳費を手にして国会議員であり続けて

平成十二年四月十四日 参議院會議録第十六号

いることである。この議席の主は、国会議員という肩書を悪用して六億円以上をだまし取り、国会議員としては戦後最も重い懲役十年という実刑判決を言い渡された。元本保証、高金利をうたい文句として、子供の教育資金や老後の生活のために一生懸命に蓄えた貯金などをだまし取り、借金の返済や遊興費として使い果たしたため、二千五百人に上る被害者のほとんどは泣き寝入りするしかない状況にあります。

このオレンジ共済事件のように、完全な詐欺も含めて、元本割れのリスクを伴う金融商品に関するトラブルは後を絶ちません。国民生活センターの調査によれば、九八年四月から九九年十一月までの一年八カ月間に、全国の消費生活センターに寄せられた苦情件数は七百三十件あり、そしてそのうち証券会社に関するものは六百五十件ありました。その内容のトップは、元本保証などについて事実と異なる説明を受けたというもので、以下、値下がりするなどのリスクの説明がなかった、必ずしもかかるという断定的な情報が提供されたなど、商品説明に関する苦情が四七%を占めています。このため、金融商品取引のトラブルを未然に防止するため、改善策が必要であり、そのためには公正な取引と消費者保護のための法整備が望まれると結論づけております。

現在、金融ビッグバンの進展に伴い、さまざまな金融商品が開発、販売され、顧客の保護を図るための法整備は喫緊の課題であり、民主党としては、いわゆる金融サービス法の制定を強く主張してまいりました。一昨年六月の本院財政・金融委員会においても、金融システム改革法に「金融サービス法等の利用者の視点に立った横断的な法制について早急に検討を進めること」という附帯決議が付されました。

以下、金融商品の販売等に関する法律案を中心に質問いたします。

まず、宮澤大蔵大臣及び深谷通産大臣にお尋ねしますが、金融商品の販売に関する法律案の第二

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に関する法律案(趣旨説明)

条に定義される金融商品からなぜ商品先物が除外されたのでしょうか。金融商品販売法案の素案を作成した金融審議会第一部会の蠟山部会長が、商品先物が除外されたのは非常に不満であるとの苦言を呈しておられました。また、金融審議会は、二十一世紀を展望した新しい金融のルールの枠組みについて、金融取引を幅広く対象とし、縦割り規制から機能別規制に転換することを念頭に検討を進めてきたはずですが、この点から考えても、商品先物取引がこの法案から除外されるべきではないと思います。

また、信じられない話ですが、法案化の過程で商品先物取引を所管する通産省が抵抗したために除外されたという報道がございましたが、そのような事実があったとすれば、本法律案は入り口から道を踏み外していると言わざるを得ません。通産大臣の明確な答弁を求めます。

本法律案の最大の目的は顧客の保護にあり、このため第三条に重要項目を定め、金融商品販売業者等の説明義務が明記されていますが、その説明の方法については特に定めておりません。商工ローンの日栄や商工ファンドで問題になったように、書面の交付が義務づけられても、結局は形だけで、実質的には説明義務が果たされていないこともあり得ます。そこで、説明の方法を政令でしっかりと定める必要があると思いますが、この点についての宮澤大蔵大臣の見解を求めます。

また、第三条第四項に、顧客から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があった場合にはこの規定は適用しないこととしておりますが、これを悪用されることも考えられ、最初から逃げ道をつくるべきではないと思いますが、宮澤大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

また、第四条には、金融商品販売業者が重要項目について説明をしなかったときは、顧客の損害を賠償しなければならないこととされております。しかし、説明がなかったことの立証責任は原告

である顧客が負っており、必ずしも原告の立証責任が軽減されたわけではありません。ましてや、書面交付の義務もありませんから、顧客が立証するのは非常に難しいのではないのでしょうか。ここはむしろ、重要事項について説明したということの立証責任を金融商品販売業者に負わせるべきと考えますが、宮澤大蔵大臣の御見解をお伺いいたします。

また、本法律案の制定により、これまで長期化していた損害賠償の裁判も迅速化できるということですが、実際の程度短縮できるのか、宮澤大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

さらに重要な問題は、金融審議会が昨年十二月に取りまとめた中間整理において、裁判外紛争処理制度についての結論が先送りされ、したがって、本法律案にもそれが盛り込まれなかったことであり得ます。その理由は、公的な紛争処理機関を設けると、バブル期に問題となった変額保険やワラントの販売をめぐる訴訟が不利になると金融業界が強く抵抗したからだと言われております。金融検査に手心を加えるかのような発言をして、大臣の座を追われた越智前金融再生委員長に代表されるように、自民党の政治は、口きき、手心、えこひいき政治ではないかと言われており、資金面で多大な世話になっている金融業界に手心を加えることは容易に想像ができます。宮澤大蔵大臣、裁判外紛争処理制度について先送りされた理由を明確にお答えください。

本法律案第八条では、金融商品販売業者はあらかじめ勧誘の対象となる者に配慮し、勧誘方針を定め、その公表が義務づけられております。そこで、宮澤大蔵大臣にお伺いしますが、どのような方法で金融商品販売業者の適切な勧誘を定めさせることを担保させるのか、また金融商品販売業者が不適切な勧誘方針を定めた場合、それをどのような方法で是正させるのか、お考えをお聞かせください。

このように本法律案には重大な欠点があり、

我々が主張していたような金融サービス法とは言いがたいものになっております。利用者保護という点で十分であると思いますが、宮澤大蔵大臣の御見解をお聞かせください。

私たち医療従事者は、医師と患者さんの信頼関係を築くためにインフォームド・コンセントを導入いたしました。金融商品販売業者と顧客の間にトラブルが多いのであれば、私は医療と同様にインフォームド・コンセントを導入すべきだと思います。一般にインフォームド・コンセントは説明と同意と訳されておりますが、本来は説明と理解そして同意と訳さなければならぬものです。

本法律案では、金融商品販売業者の説明義務を明記していますが、むしろ顧客に理解を求めると書きかえた方がトラブルは減少すると思いますし、本法律案の本来の目的である消費者保護を達成できると思いますが、宮澤大蔵大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案についてお尋ねします。

いわゆるSPC法は、金融システム改革法とあわせ一昨年の通常国会で成立したものであります。が、流動化対象資産を拡大するとともに、より使い勝手の手よい制度に改めることが改正の目的とされております。

そこで、まず、SPC法施行後の特定目的会社の登録、資産対応証券の発行などの現状について、また、一般投資家による投資を容易にし国民経済の健全な発展に資するという当初の目的は達成されているのか、宮澤大蔵大臣から御説明願います。

また、今回の法改正によりどの程度の利用増が見込まれるのか、見通しをお聞かせください。

次に、証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたします。

現在、我が国の証券市場では、新興企業の株式市場マザーズの設立やナスダック・ジャンプの設

立が予定されており、証券取引所を取り巻く環境は大きく変化しております。本法律案は、そのような内外の金融環境の変化に対応した観点から、商品取引所及び金融先物取引所の株式会社化を可能にしたものであります。これらが株式会社化された場合、どのようなメリットを持つのか、宮澤大蔵大臣から御説明願います。

一方、株式会社化は株式の利益を優先させる必要があり、取引所市場に求められる高い公共性とは相反する関係にあります。取引所市場の公共性をどう維持していくのか、宮澤大蔵大臣のお考えをお聞かせください。

三月三十日に東京証券取引所は、五月に任期切れで退任する山口光秀現理事長の後任に大蔵省出身で元国税庁長官の土田正顕氏が内定したと発表しました。これで一九六七年に森永貞一郎氏が就任して以来、六代連続で大蔵省出身者が東証理事長を務めることになりました。次期理事長は株式会社化を進める東証の初代社長になる可能性が極めて高く、官僚出身者よりむしろ民間人を登用すべきと思いますが、宮澤大蔵大臣はいかがお考えでしょうか。

次に、現在の金融情勢について伺いたいと思います。

四月十日付のファイナンシャル・タイムズに日本のインターネット関連企業の株価が暴落したという記事が掲載されておりました。株価下落によるソフトバンクの損失は過去七週間で総額千二百七十億ドル、日本円に換算して約十三兆円で、これはポーランドの一年間のGDPに匹敵いたします。また、光通信の損失は五百六十億ドル、日本円にして約六兆円であり、これはニュージーランドのGDPに匹敵いたします。

この株価の下落は一時的なもの、あるいはインターネット関連のバブルの崩壊と考えるべきなのでしょうか。宮澤大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

また、四月十二日、会見に臨んだ速水優日銀総

裁は、景気が回復したと説明し、早期にゼロ金利を解除したいと発表いたしました。

これまで日銀はゼロ金利解除の条件をデフレ懸念の払拭が展望できる情勢と説明してきましたが、現在デフレの懸念は払拭されたのでしょうか。また、G7を控えておりますが、早期のゼロ金利解除に対して宮澤大蔵大臣はいかがお考えでしょうか。

最後に、我が国金融システムの再構築の必要性について私の考えを述べさせていただきます。

一昨年、我が国金融システムは大きく揺れ動き、日本発の世界金融恐慌が起こるとさえ言われました。銀行はみずからの保身のために貸し渋りや貸しはがしに走り、多くの中小企業が資金繰りに窮する事態となりました。現在も、ペイオフを延期せざるを得なくなったように、自公政権、そして自公保政権の失政により、いまだに金融システムは不安定な状態にあります。

宮澤大蔵大臣は、就任当初、平成の高橋是清とまではやされ、私も期待していた一人でございました。しかし、ハードランディングは素人がやるものとおっしゃって、重要なことはすべて先送りしてまいりました。その結果、国の借金は増加し、金融システムは安定化せず、GDPプラス

〇・六の国際公約も達成できそうにもなく、二月の失業率は四・九%と過去最悪となりました。

今回提出された法律案の重要性は認めるものの、金融機関が優位的立場を利用して借り主である中小企業に不利な条件を押しつけるあしき商慣習は是正できません。これでは金融システムの安定を望むことは到底無理というものでないでしょうか。

一方、悪質な商工ローン業者が急拡大し、各地でトラブルを巻き起こして大きな社会問題となつております。我が国の金融システムが余りにも銀行に依存していたために、銀行が機能不全になった際、中小企業がいきなり商工ローンに駆け込まなければなりません。今後は直接金融市場の

拡大とあわせ、間接金融市場を企業のニーズに応じた形態に再構築することも金融システムの安定化につながるものと考えます。いずれにしても、抜本的な構造改革、そして景気回復のためには金融システムの安定化は不可欠です。

最近の委員会での宮澤大蔵大臣の答弁を聞いてみると、大変お疲れの様子で、どこか他人事で評論家風であると感じているのは私一人でしょうか。

今後、金融システム安定化に向けて全力で頑張るとおっしゃる森内閣の大蔵大臣として具体的なビジョンをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕
○国務大臣(宮澤喜一君) 具体的な問題につきまして十点左右お尋ねがございましたので、順次お答えを申し上げます。

第二条に定義されております金融商品からなぜ商品先物を除外したのかというお尋ねでございます。

この法案は、金融商品の販売について販売業者の説明を義務づけ、説明しなかったことよって生じた損害の賠償責任を民法の特例として定めるという措置を講じることによって金融サービスの利用者保護を図るものでございます。

商品先物取引につきましては、元来、その性質は私ども、商品という実物、物の売買取引と理解しておりますから、本法案の適用対象にはならないものと考えております。

なお、商品投資を目的とした金融的な投資ファンドを仕組むいわゆる商品ファンドは、これは金融商品として本法案の適用対象でございます。

次に、金融商品販売の説明方法について政令で定める必要があるというお尋ねでございますが、説明方法を法定することは考えられますが、そういたしますと、単に形式的な要件を満たしていればそれで説明だというふうになることが考えられます。一つのお経のようなことを読めばいいというふうなことでございまして、それでは結果的に

は顧客にとって不利益となるおそれがございますから、本法案においては、説明が形式的でなく実質的に行われることが必要だというふうと考えておるわけでございます。

それから、第三条四項に、顧客から重要事項について説明は要らないよといったときにはそれでいいんだという規定について悪用されないかというお尋ねでございますけれども、これは顧客から重要事項について説明を要しない旨の意思の表明があった場合というのは、ごくいわばプロのようなたちがそれはよく知っている、また実際よく知っている人たちがあれば、それについてくどくど説明するということは、それを義務づけることはかえってプロたちの取引の邪魔になるであろうと。本日に説明の要する人にはきちんと説明をするという趣旨でこの規定を設けました。

それから、説明したことと立証責任を販売業者の方に負わせるべきだというお尋ねでございますけれども、基本的には、民法の考え方どおり立証責任は原告側にあると。それは基本として考えなければなりませんけれども、実質的に説明義務をきちんと履行したかどうかということは今度の法律案によりまして非常にきつかりいたしますから、それをわざわざ申さなくても反証をしなから、ならない責任が販売業者の方にございますから、それによって説明がなかったという原告側の立証責任は軽くなる。あったかなかったかの認定は今度の法律では難しくございませぬから、そういう意味で立証負担が軽減されるということになると思っております。

それから、本法案による裁判の迅速化についてお尋ねがございまして、大体、こういう問題についての係争は説明義務に係るものが多々ございまして、説明義務をちゃんとしたかしないかということでございまして、この法案の制定によりまして、かなりその点は裁判で争われる余地は少なくなる。これは確かに個別事案によりまして、基本的には裁判の迅速化、簡易化に資することには間違いないと思っております。

平成十二年四月十四日 参議院會議録第十六号

それから、どのような方法で金融商品販売業者の適切な勧誘方針を定めることを担保させるのか、勧誘方針を定めることについてのお尋ねですが、勧誘方針は、勧誘の適正の確保に關して金融商品販売業者等の自主的な対応を促すため、販売業者に対して一定の事項を記載した勧誘方針の策定及び公表を義務づけ、その義務に違反しましたら過料を科すという、こういうシステムにしておるわけであります。

それから、本法案は利用者保護という点で十分ではないかというお尋ねでした。

最近の金融商品の販売に關するトラブルが、本体そのリスクに關する業者側の説明が不足である、それが原因でございまして、それで元本割れの損害がしかもその中心になるといふことでございまして、その説明義務を課しまして、説明義務違反に対する損害賠償責任を定める。これによって元本欠損額を損害額と推定することが容易になりますから、顧客側の立証責任の軽減を図る、そういうことになると思います。

なお、この法案全体につきまして、まだいろいろ新たに定めるべきことがあるのではないかとおっしゃる点では、私もこの法案で全部がカバーされているとは思っておりませんで、なお改善をする余地が将来に向かつてあるであらうということは、私もそう思っております。

それから、顧客に理解を求めることについてのお尋ねですが、本法案において規定する説明義務は、一般的な大多數の顧客にとってリスクを理解できる程度、そういう定型的なものでよろしい。細かいことを申しますよりは、一般的に大多數の顧客にとって理解できる程度のものでなければならぬ。その他細かいことになりましたと、少なくともそれは業者側が業者の間で自分たちの規則をつくるなり、いわゆる常識に基づいて行動してもらわなければならないということは、考え方の基本に存しておるところでございます。

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律等の一部を改正する法律案及び金融商品の販売等に關する法律案(趣旨説明)

会社になった場合どういうメリットがあるかというところでございまして、株式会社化につきましては、環境の変化あるいは市場利用者の多様なニーズで、やはり株式会社の方が適切に対応しやすい、迅速な意思決定を行うことができる、また、市場間競争においてシステム投資が重要となつてくる状況の中で、多様な方法によって資金を調達することができるといったメリットがございまして考えております。

それから、取引所市場の公共性をどのように維持していくかというところでございまして、証券取引所等には、投資者の保護あるいは取引の公正を図りつつ有価証券等の取引の場を提供するという公共的機能が求められております。免許制度あるいは取引参加者にルールを遵守させるといったような自主規制機能を維持いたしますほか、証券取引所自身の株式については5%を超えて保有してはならないということを規定いたします。

それから、東京証券取引所の次期の理事長の人事についてお尋ねがございましたが、東京証券取引所の規則は、会員とした組織、会員組織でございまして、証券会社が会員になつてゐる。理事長は、定款によりまして、理事による選挙を経て、理事がまず候補者を選挙しまして、正会員の三分の二以上の同意によって決定されることになっております。

そんなことを言つても、今度また大蔵省の人間が来たのは、やっぱり大蔵省がやったのではないかねというお尋ねがございまして、そういう批判が起こることを非常に私も恐れておりましたので、これは業界の皆さんのお選びになることだという何を何回も申し上げて、随分それは苦勞をされたようであります。

それで、しかし、やはり人がない、今の山口理事長にもう、遍やつてくれないかというお話もあつたようですが、それは断固として自分はそういう気持ちはありませんというお返事をされて、

また皆さんが帰つて御相談になつて、結局業界の中で今一つの団体の責任を負つております土田さんというのは、これは大蔵省の出身ではありますけれども、何となく業界では、もう自分たちの仲間というふうにしてもらつたようでありまして、それで土田君に御依頼があつた。本人も意外のようでありましたし、私も予想してありませんでしたが、そういう結果になりまして、まさに業界自身が自主的に選ばれたという経緯がございました。

それから、フィナンシャル・タイムズに日本のインターネットの株についての記事があつたというところでございまして。

確かに、いわゆる情報通信関連企業の株価が、ことし二月ぐらいからでございまして、下落傾向にあることは事実であります。あるいはナスダックの株の動きに影響されておるかもしれないと思いますが、株価にはいろいろな原因が、要因がございまして、変動には、これ以上言及することは差し控えるべきであらうと思います。

それから、早期のゼロ金利解除に對する大蔵大臣の見解はどうかということでございますが、速水総裁のお話によりまして、いわゆる日本のデフレへの危険というものは徐々に解消されつつあるのではないかと、そういう意味では年内のある時期には今のゼロ金利の政策というものは考え直すことができるかもしれない。が、基本的には、実は日銀の政策委員会におきまして、四月十日、今週の月曜日でございまして、当面の金融政策運営について、現在のいわゆるゼロ金利政策を継続していくという決定がなされておりますので、これが日銀の基本的な態度である。しかし、総裁としては、将来のことも展望すると、経済界とのコミュニケーションをなるべくたくさんしておきたい、自由にしておきたいという気持ちで将来について多少自分の考えを触れてみた、日銀の基本的な決定は四月十日の決定である、こういう御説明がございました。

以上でございます。(拍手)
〔国務大臣深谷隆司君登壇、拍手〕
○国務大臣(深谷隆司君) 櫻井議員にお答えいたします。

本法律案の対象から商品先物取引が除外された理由についてのお尋ねですが、ただいま大蔵大臣が御説明申し上げたとおりでございます。あえて私どもから申し上げれば、商品先物取引については、本法案が眼目としております説明不足によるトラブルとか訴訟の実態がほとんどないということ、また商品という実物、物の売買取引であるということからその対象とはならないというところで整理されたものと承知しております。

なお、本法律案の過程の中で通産省が抵抗したというお話がございましたが、そのような事実は全くございません。

以上、答弁いたします。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) このまゝしばらくお待ちください。

答弁の補足があります。宮澤大蔵大臣。

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) どうも失礼いたしました。

裁判外紛争処理制度の整備につきましてお答えが漏れておりました。

司法制度、裁判を受ける権利との関係、実施主体のあり方など、かなり複雑なこれから整理、解決しなければならぬ多くの問題がございまして、実は、これについても議論があつたわけでございまして、これについても議論があつたわけでございまして、今後、金融審議会におきまして引き続き検討をいたしたいと考えております。

それから、SPCの利用状況でございますが、これは既にかなり利用されておまして、制度としてはこれから成長をいたすように思いましたので、このたびそれをさらに完璧にしたいと思ひまして改正をお願い申し上げておるところでございます。

それから最後に、金融システムの安定化について、おまへはどうも一向に何もやっておらぬ、元気がない、高橋は清は失格であると。それでも、小淵内閣発足以来、随分、申しわけありませんが金も使わせていただきましたけれども、日本の金融危機というものは一応ここでは平靜に向かいつつあるし、国際的な信用も戻りつつあると。別に自分の功績だと申し上げているのではないのですけれども、それは多分事実でございますし、今国会におきまして、預金保険法等改正案をお願いするほか、ただいま御審議をいただいております法案の成立も期しております、何とかいたしまして金融システムを安定させ、また世界の信頼も回復してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく御指導をお願いいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、河川法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。中山建設大臣。

(国務大臣中山正暉君登壇、拍手)

○国務大臣(中山正暉君) 河川法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

一級河川及び二級河川の管理につきましては、国または都道府県知事が行うことが原則となっております。しかしながら、地域の実情にに応じた河川の管理を推進するため、町づくりや地域づくりの中心の主体であり、住民に最も身近な行政主体である市町村が河川管理に一層参画できることとする必要があると考えております。

以上がこの法律案を提案した理由でございます。次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、指定都市の長が、指定区間内の一級河川及び二級河川のうち一定の区間について、河川の管理を行うことができる制度を導入することとしたしております。

第二に、市町村長が、指定区間外の一級河川について、河川工事または河川の維持を行うことができるようにすることとしたしております。そのほか、これらに関連いたしまして関係規定の整備を行うこととしたしております。以上が河川法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

よろしくお願いをいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がございます。発言を許します。谷林正昭君。

(谷林正昭君登壇、拍手)

○谷林正昭君 私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず、冒頭伺いたいのは、河川行政についての政府の基本姿勢であります。

我が国は、季節ごとの降雨形態を有することに加え、急峻な山地、複雑な地形、多種多様な地質などにより、諸外国に比べ多様性に富んだ多くの河川を有しております。この山地と河川が我が国の景観と風土を醸成してまいりました。また、二十一世紀に向けて、高齢化社会の到来、国際化の進展、高度情報化の本格的な到来、地球環境問題の進行などの変化とともに、これまでの成長社会から成熟社会へ急速に転換しつつあります。こうした状況を踏まえ、平成八年六月に「二十一世紀の社会を展望した今後の河川整備の基本的方向について」とした河川審議会の答申が出され

ました。また、平成九年に河川法が改正、そして平成十二年一月二十一日に出された経済・社会の変化に対応した河川管理体制のあり方について、さらには川における伝統技術の活用はいかにあるべきか」と題された河川審議会答申があります。これらを踏まえ、二十一世紀の河川行政がどのように行われていくのか、政府の基本姿勢を建設大臣にお尋ねいたします。

次に、一九九七年の河川法改正は三十三年ぶりの大改正となりました。九七年改正法では、治水、利水及び流水の正常な機能維持を目的とする、それまでの法律の目的に加え、河川環境の整備と保全が盛り込まれました。そして、このような目的の実現に向け、河川管理の長期計画である河川整備基本方針と、中期計画となる河川整備計画を定めたのであります。また、整備計画の策定に当たっては、学識経験者や関係自治体からの意見聴取義務や、必要がある場合には公聴会を開催することなども盛り込まれたのであります。

長年にわたる国の河川行政、とりわけダム建設などの公共事業が生態系などの自然環境を破壊する一方で、治水上の効果などが疑問視され、さらには事業の長期化により事業支出が当初予定を大幅に上回るケースが相次ぎ、それが国や地方の財政を圧迫する大きな要因となってきたことなどから、河川行政に対する批判と見直しを迫られたのであります。結果として九七年の法改正が行われたと私を初めとする多くの国民が理解をしております。

この法律改正により河川行政の劇的な変化が期待されました。しかし、残念ながら実態は必ずしもそうとは言えません。法律でうたわれた河川整備基本方針、これが定められたのは全国で百九ある一級水系のうちのわずかに六河川であります。河川計画に至ってはいまだに一つもでき上がっておりません。これは一体どういうことなのでしょう

また、基本方針や基本計画の策定を先送りする一方で、徳島の吉野川可動堰や熊本の川辺川ダムといった批判の多い公共事業について、建設省はいまだに事業推進に積極的な姿勢を崩しておりません。しかし、当然このような事業についても、九七年改正法に基づき、環境保全の視点と住民の意見を反映させた河川整備計画を策定すべきではありませんか。

建設大臣に伺います。九七年改正法の精神は具体的にどのように実践されてきたのか、そして全川の河川の基本方針や基本計画は今後どのようなスケジュールで策定されるのか、あわせて、必要な場合行なうとされている公聴会は今後どの程度行われているのか、具体的にお答えください。

先ほども述べましたように、本年一月二十一日、河川審議会は「川における伝統技術の活用は」いかにあるべきか」というタイトルの答申を行いました。その内容は、これからの河川行政を考える上で極めて画期的と言えるものであります。答申では、コンクリートで固められた護岸など一部見られるような現代技術の行き過ぎとそれへの過信を是正し、現代技術と伝統技術を整合させ、バランスよく融合し活用することが重要と述べております。従来の河川行政の見直しを求めている。そして、自然エネルギーに力に対抗するような工法を見直し、伝統技術の特徴である川の自然の力を利用した技術によれば、自然の力と調和のとれたものとなり、維持管理にかかるコストも軽減されると述べております。また、伝統技術によってつくられた施設が生態系に大きく影響を与えていることもなく、環境的に、景観的にも周囲と調和していると述べ、このような技術がコスト面のみならず自然生態系との調和の面からも貢献することを指摘しているのではありません。

この画期的な答申内容を見てだれしもが思うのは、先ほども述べました吉野川の問題であります。吉野川第十堰は、まさに先人の英知の結晶とも言える伝統技術であります。それに対し建設省

が推し進めようとしている可動堰は、まさに答申の言う自然エネルギーに力に対抗する工法ではないでしょうか。

吉野川可動堰の建設については、本年一月二十三日に行われた住民投票で、地元徳島市民の反対の意思が明確になりました。河川行政の転換を求める審議会答申のわずか二日後にこのような投票結果がもたらされたことは、単なる偶然とは思えません。答申では、伝統技術の保存、活用に当たっては地域や住民の主体的参加と協力を得ることが重要と述べておりますが、この際、可動堰計画は中止し、先人の知恵である第十堰の補強を柱とする見直しを、答申が言うように地域住民の主体的参加と協力を得て進めるべきだと私は思います。

この答申内容を建設大臣はどのように受けとめられているのか、そして今後河川行政にどのような生かしていくのか、率直にお聞かせいただきたいと思ひます。

また、環境庁として、この一月二十一日の河川審議会の答申をどのように受けとめ、今後の河川における環境行政にどう生かしていくのか、環境庁長官の答えをいただきます。

次に、河川管理における地方分権についてお伺いをいたします。

今回の法改正の一つは、都道府県管理区間の河川管理を政令指定都市に移譲するという地方分権の視点からつくられたものであることは承知しております。しかし、これは私の見る限りあくまでも微修正であり、本格的な地方分権とは言えません。

九八年十一月の地方分権推進委員会の勧告を受けて九九年三月に閣議決定した地方分権推進第二次計画には公共事業における直轄事業の見直しが盛り込まれております。これを受けて昨年八月、河川審議会が「河川管理に関する国と地方の役割分担について」という中間答申を行い、その中で一級水系指定などの考え方及び基準を示しており

ます。この基準に基づいて国と地方の役割分担を見直すべきというのが中間答申の内容であります。

しかし、現時点で都道府県への管理権限移譲の時期は全く明らかになっておりません。河川行政の地方分権化を進める上でこの河川審議会中間答申の具体化が急がれるべきだと思いますが、いかがでしょうか。同中間答申の具体化に向けたスケジュールを含め、建設大臣に答えをいただきたいと思ひます。

分権型行政を進める上で一番の問題はその財源であります。今回の法改正では、市町村が新たに一級河川の直轄区間で河川工事を行うことができるようになっております。これ自体は一見、地方分権的のようですが、そのための財政負担は一体どのように考慮されているのでしょうか。ただでさえ財政状況の厳しい自治体にとってこれ以上の財政拡大は困難でしょうし、もしこれが補助事業の実施先をふやすことによる建設省の事業範囲の拡大を意図しているのだとしたら、地方分権とは全く逆の施策と言わざるを得ません。この点について建設大臣はどのようにお考えでしょうか。明確に回答ください。

最後に、省庁再編に伴う河川行政のあり方について官房長官にお伺いいたします。

今日、河川行政をめぐる世界の動きは目まぐるしく変化しております。ダム事業で世界をリードしてきたアメリカは、一九九四年、世界に向けてダム建設の時代は終わったと宣言し、ダム建設から撤退しただけでなく、既存ダムの撤去にすら取り組んでおります。また、ドイツでは川を自然な状態に戻すための事業が大々的に取り組まれ、そして行われております。

我が国でも、河川審議会答申などで自然環境と調和した新たな河川行政の考え方が示されるようになってきました。しかし、このような考え方は、いわゆる縦割りの行政では実現できません。例えば治水対策一つ見ても、本来、上流域の森林

保全なしに洪水対策はできないのであります。しかし、材木価格の低迷で手入れも施されず、荒れる一方の山林を所管するのは林野庁であり、建設省の所管ではありません。建設省は来年度から国土交通省となる予定ですが、治山行政と治水行政の縦割りの構図は変わりません。

自然環境との調和という世界の潮流とも言える河川行政の実現のためには、省庁の枠組みを超えた積極的な取り組みが必要であります。この点について政府はどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

終わりに、いまだもって入院されています小淵前総理の一日も早い回復を心から祈念申し上げます。

また、有珠山噴火災害により避難され不自由な生活を余儀なくされている皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、有珠山の早期鎮静化を祈念申し上げます、私の質問を終わります。

（拍手）
（国務大臣中山正暉君登壇、拍手）

○国務大臣(中山正暉君) 谷林正昭先生にお答えを申し上げます。

二十一世紀の河川行政をどういうふうに行っていくかというお話でございましたが、御指摘の答申におきましては、個性あふれる活力のある地域社会の形成が基本施策の一つとして位置づけられまして、平成九年の河川法改正により、河川環境や地域の意見を生かした河川整備を推進する制度が開始したところでございます。こうした河川整備を進めるため、市町村参画の拡充が図られるよう、今回の法律改正を提案いたしましたものでございます。

一方、河川の伝統に込められた知恵や考え方を現代技術と整合させ、その保全と活用を図り、国民の生命と財産を守るという河川行政の使命を確実に遂行するように二十一世紀の河川行政を推進してまいりたい、かように考えてございます。次の第二問でございしますが、河川整備基本方針

及び河川整備計画についてのお尋ねでございますが、一級河川につきましては、六水系で河川整備基本方針を策定し、引き続き河川整備計画を策定すべく作業を行っております。ほかの水系につきましても河川整備基本方針等の策定に向けて努力をいたしておりますが、二級河川につきましては、九水系で河川整備基本方針を打ち出しまして、そのうち二水系で河川整備計画を策定いたしました。

河川整備に当たりましては、これまで地域の意見を聞き、流域の人々に理解が深まるよう努力してまいりましたが、今後とも、平成九年の河川法改正の精神を踏まえまして努力をしてまいりたいと考えております。

なお、河川整備計画が策定された二河川でございます。これは熊本の上津浦川、それから岩手の気仙川でございますが、ともに関係住民の意見を反映させる方法として、地域住民への説明会を開催し、質疑応答、意見交換等を行ったところでございます。

三番目の御質問でございますが、川における伝統技術の活用についてお尋ねがございました。

御指摘の答申は、川と人との長い歴史を振り返り、先人の知恵に学ぶことが肝要であるとの観点から、河川伝統技術の保存・活用方策、そういうことについて検討を重ねてまいりました。

建設省といたしましては、河川の伝統に込められた知恵や考え方を現代に合わせた近代工法を採用しつつ、現代技術と伝統技術を整合させ、安全で豊かな河川環境を整備してまいりたい、かように考えております。

四番目の御質問でございますが、一級水系の指定等の見直しについてのお尋ねがございました。一級水系や直轄管理区間の見直しに関しましては、地域の状況を十分に反映する必要があると考えて、関係する地方公共団体と十分に調整をした上で措置することが不可欠でございます。昨年三月に閣議決定いたしました第二次地方分権推進

計画におきましても、平成十一年度に点検を行った上で、平成十二年度を目途に関係地方公共団体と調整することとなっております。調整が整いましたものにつきましては、平成十三年度にも具体的な手続に入ることとしております。

五番目の御質問でございます。

今回の法改正による市町村工事の財政負担についてということでございますが、今回の改正は、市町村が町づくりを推進する際、一級河川の直轄区間におきましては、治水上著しい影響を与えない範囲で河川工事を行うことができるようにするもので、あくまで市町村の発意を前提とするものでございます。この場合、都道府県の場合と同様に、地方財政の観点からも適切なものとなるように対応してまいりたい、かように考えております。

先般来の吉野川の問題でもお尋ねがございました。

私も、住民運動をしていらっしゃる方と、私の大臣室にも大勢の皆さんにお越しいただきまして、今後とも話し合いを続けていこうという、そういう検討をいたしておりますので、今のところまだ可動堰の予算がついたわけでもございませんし、まだ今のところ調査費だけがついておりますので、これから皆さんと御相談をしながら解決を図ってまいりたい、かように考えております。

(拍手)

〔国務大臣清水嘉与子君登壇、拍手〕

○国務大臣(清水嘉与子君) 河川審議会の答申を環境行政にどのように生かしていくのかというお尋ねでございます。

この答申でうたわれております川の伝統技術の活用という考え方は、より自然な河川生態系の形成に資するという点で、環境行政の立場から見ましても非常に共感するところの多いものでございます。

環境庁といたしましては、河川環境の保全を図

るために、従来から建設省とは連絡会議を設けまして連携を深めてまいりました。来年一月に発足いたします環境省では、河川環境の保全に関する指針の策定を国土交通省とともに行うことになっております。

そういうわけで、河川審議会の今回の答申も十分参考にいたしまして河川環境の保全に努めてまいるところでございます。(拍手)

〔国務大臣青木幹雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(青木幹雄君) 谷林議員にお答えをいたします。

省庁再編に伴う河川行政のあり方についてのお尋ねであります。

河川行政は、国民の安全と自然環境との調和が基本であります。このため、関係する省庁の連携は重要であります。前国会で、中央省庁等改革関係法施行法により、河川行政と環境行政の調和を図ったところであります。

今後とも、河川、環境、林野など関係行政が連携して、安全で自然と調和した河川整備を積極的に進めてまいる考えでございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長矢野哲朗君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔矢野哲朗君登壇、拍手〕

○矢野哲朗君 ただいま議題となりました英国との社会保障協定につきまして、外交・防衛委員会

の間の協定の締結について承認を求めるの件、河川法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件、産業技術力強化法案

における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この協定は、我が国と英国との間の人的交流に伴って発生する公的年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、年金制度への強制加入に関する法令の適用について両国間で調整を行うものであります。

委員会におきましては、我が国における社会保障協定の締結状況とその促進、保険期間の通算に関する今後の日英協議、米国との社会保障協定締結交渉の経緯と見通し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一
賛成 二百二十一
反対 〇
よって、本件は全会一致をもって承認すること
に決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 産業技術力強化法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔投票開始〕

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長成瀬守重君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔成瀬守重君登壇、拍手〕

○成瀬守重君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、産学官が一致して産業技術力の強化に取り組むことを基本理念として、大学の研究活動を活性化させる環境を整備するとともに、研究成果の産業への移転を促進するための措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国産業の国際競争力強化策、研究開発体制のあり方、国公立大学教官等による営利企業の役員兼業規制の緩和の是非等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

平成十二年四月十四日 参議院會議録第十八号 議長の報告事項

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

山本 保君 加藤 修一君
中島 啓雄君 岩本 莊太郎君
益田 洋介君 海野 義孝君
森山 裕君 森田 次夫君
水野 誠一君 魚住 裕一郎君
沢 たまき君 渡辺 孝男君
末広 まき子君 高橋 令則君
戸田 邦司君 高野 博師君
松 あきら君 大森 礼子君
福本 潤一君 鶴保 庸介君
長谷川 道郎君 堂本 暁子君
弘友 和夫君 但馬 久美君
山下 栄一君 荒木 清寛君
入澤 肇君 服部 三男雄君
松岡 満壽男君 田村 秀昭君
日笠 勝之君 風間 昶君
木庭 健太郎君 森本 晃司君
月原 茂皓君 泉 信也君
椎名 素夫君 田名部 匡省君
渡辺 秀央君 統 訓弘君
浜四津 敏子君 白浜 一良君
鶴岡 洋君 浜田 卓二郎君

星野 朋市君 扇 千景君
世耕 弘成君 脇 雅史君
山下 善彦君 山内 俊夫君
依田 智治君 森下 博之君
日出 英輔君 仲道 俊哉君
齊藤 滋宣君 佐藤 昭郎君
水島 裕君 岩瀬 良三君
山崎 力君 市川 一朗君
常田 享詳君 畑 恵君
鈴木 正孝君 田浦 直君
保坂 三蔵君 岩永 浩美君
矢野 哲朗君 阿部 正俊君
河本 英典君 山崎 正昭君
南野 知恵子君 太田 豊秋君
加藤 紀文君 釜本 邦茂君
狩野 安君 上野 公成君
松谷 蒼一郎君 須藤 泰三君
久世 公堯君 須藤 良太郎君
西田 吉宏君 鴻池 祥肇君
松田 岩夫君 田中 直紀君
清水 嘉与子君 野沢 三三君
井上 吉夫君 吉川 芳男君
岡野 裕君 鈴木 政二君
金田 勝年君 林 芳正君
山本 一太君 長峯 基君
佐々木 知子君 久野 恒一君
岸 宏一君 亀井 郁夫君
加納 時男君 景山 俊太郎君
馳 浩君 大野 つや子君
阿南 一成君 有馬 朗人君
岩城 光英君 溝手 顕正君
亀谷 博昭君 北岡 秀二君
平田 耕一君 中原 爽君
中島 眞人君 谷川 秀善君
野間 起君 吉村 剛太郎君
松村 龍二君 小山 孝雄君
岩井 國臣君 海老原 義彦君

武見 敬三君 片山 虎之助君
尾辻 秀久君 鹿熊 安正君
大島 慶久君 成瀬 守重君
鎌田 要人君 石渡 清元君
若林 正俊君 村上 正邦君
倉田 寛之君 竹山 裕君
真鍋 賢二君 上杉 光弘君
井上 裕君 岩崎 純三君
中村 敦夫君 木俣 佳文君
浅尾 慶一郎君 福山 哲郎君
櫻井 充君 郡司 彰君
佐藤 雄平君 小宮 山洋子君
谷林 正昭君 小川 敏夫君
藤井 俊男君 高嶋 良充君
松崎 俊久君 小川 勝也君
齋藤 勁君 平田 健二君
朝日 俊弘君 和田 洋子君
前川 忠夫君 伊藤 基隆君
小山 峰男君 江本 孟紀君
直嶋 正行君 円 より子君
堀 利和君 今井 澄君
峰崎 直樹君 篠瀬 進君
佐藤 泰介君 今泉 昭君
興石 東君 足立 良平君
千葉 景子君 山下 八洲夫君
江田 五月君 薬科 満治君
北澤 俊美君 角田 義一君
本岡 昭次君 寺崎 昭久君
吉田 之久君 竹村 泰子君
内藤 正光君 西川 きよし君
小池 晃君 宮本 岳志君
福島 瑞穂君 海野 徹君
畑野 君枝君 小泉 親司君
照屋 寛徳君 菅川 健二君
石井 一二君 八田 ひろ子君
富樫 練三君 大脇 雅子君
三重野 栄子君 小林 元君

國務大臣

外務大臣 河野 洋平君
大蔵大臣 宮澤 喜一君
通商産業大臣 深谷 隆司君
建設大臣 中山 正暉君
國務大臣 (内閣官房長官) 青木 幹雄君
國務大臣 (環境庁長官) 清水 嘉与子君

佐藤 道夫君 大沢 辰美君
井上 美代君 阿部 幸代君
須藤 美也子君 清水 澄子君
長谷川 清君 柳田 稔君
岩佐 恵美君 林 紀子君
西山 登紀子君 緒方 靖夫君
日下部 傳代子君 谷本 魏君
勝木 健司君 池田 幹幸君
笠井 亮君 吉川 春子君
山下 芳生君 吉川 貞雄君
大淵 絹子君 松前 達郎君
吉岡 吉典君 筆坂 秀世君
橋本 敦君 立木 洋君
田 英夫君 梶原 敬義君
山本 正和君

政務次官

大蔵政務次官 林 芳正君
建設政務次官 岸田 文雄君

議長の報告事項

一昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 山下 栄一君 補欠 統 訓弘君

法務委員

辞任 江田 五月君 補欠 櫻井 充君

外交・防衛委員

辞任

補欠

財政・金融委員

辞任

補欠

国民福祉委員

辞任

補欠

経済・産業委員

辞任

補欠

交通・情報通信委員

辞任

補欠

国土・環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

行政監視委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

木庭健太郎君

月原 茂皓君

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

補欠

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

補欠

共生社会に関する調査会委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会

辞任

補欠

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際問題に関する調査会

理事 田 英夫君 (大脇雅子君の補欠)

理事 高橋 令則君

同日議長は、次の内閣提出案を国民福祉委員会に付託した。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(閣法第八六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民事法律扶助法案(閣法第九号)

法務委員会に付託

技術士法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

文教・科学委員会に付託

運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)

交通・情報通信委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(本岡昭次君外五名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

中小企業指導法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日朝国交正常化に関する質問主意書(清水澄子君提出(第二四号))

原子力エネルギーの経済性に関する質問主意書(清水澄子君提出(第二五号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

同日次の質問主意書を衆議院に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律

中小企業指導法の一部を改正する法律

同日議長は、アルマン・ドゥ・デケール・ベルギー王國上院議長より、小淵前内閣総理大臣の病氣に対する見舞状を受け受した。

昨日十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

法務委員

辞任

補欠

地方行政・警察委員

辞任

補欠

外交・防衛委員

辞任

補欠

財政・金融委員

辞任

補欠

国土・環境委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

行政監視委員

辞任

補欠

国民福祉委員

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

経済・産業委員

辞任

補欠

この協定は、

第二条

(a) 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金

(ii) 厚生年金保険

(iii) 国家公務員共済年金

- (iv) 地方公務員等共済年金
(v) 私立学校教職員共済年金
(vi) 農林漁業団体職員共済年金
- (b) 連合王国については、次の法律及び命令並びにこれらの法律又は命令により廃止され又は統合された法律及び命令について適用する。

- (i) 千九百九十二年の社会保障行政法、千九百九十二年の社会保障拠出・給付法及び千九百九十二年の社会保障(調整措置)法
(ii) 千九百九十二年の社会保障行政(北部アイルランド)法、千九百九十二年の社会保障拠出・給付(北部アイルランド)法及び千九百九十二年の社会保障(調整措置)(北部アイルランド)法
(iii) 千九百八十二年の社会保障法(マン島議会制定法)に基づく命令によりマン島に適用される千九百九十二年の社会保障行政法、千九百九十二年の社会保障拠出・給付法及び千九百九十二年の社会保障(調整措置)(置)法

- (iv) 千九百七十八年の社会保障(ガーンジー)法
(v) 千九百七十四年の社会保障(ジャージー)法

2 連合王国については、この協定は、1(b)に規定する法律又は命令を代替し、改正し、補足し又は統合する法律、枢密院令、命令又は規則についても適用する。

3 この協定は、欧州連合の法、E E A協定又はいずれかの締約国が第三国と締結した社会保障に関する協定若しくは条約の下で生ずる権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、いずれかの締約国が、この協定の実施に当たり、第三国と締結したそのような協定又は条約を考慮することを妨げない。

第三条

この協定の規定に従うことを条件として、一方

の締約国の国民又は一方の締約国の法令の適用を受けているか若しくは受けたことがある者で当該一方の締約国の国民でないものは、他方の締約国の領域内にある間は、当該他方の締約国の法令により、当該他方の締約国の国民と同一の権利及び義務を有するものとする。

第四条

1 強制加入に関しては、この条の2から5までの規定及び次条から第七条までの規定に従うことを条件として、ある者が一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する場合においては、その者に対して当該一方の締約国の法令のみを適用する。この1の規定によりある者に対して連合王国の法令のみが適用される場合には、その者が連合王国において通常居住するものとみなして当該法令を適用する。

2 強制加入に関しては、次条1の規定に従うことを条件として、ある者が両締約国の領域内において被用者として就労する場合であって、その者に対して同一の期間に両締約国の法令が適用されることとなるときは、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

3 強制加入に関しては、ある者がいずれかの締約国の領域内において通常居住し、かつ、両締約国の領域内において自営業者として就労する場合であって、その者に対して同一の期間に両締約国の法令が適用されることとなるときは、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

4 強制加入に関しては、次条の1及び2の規定に従うことを条件として、ある者が一方の締約国の領域内において被用者として就労し、かつ、他方の締約国の領域内において自営業者として就労する場合であって、その者に対して同一の期間に両締約国の法令が適用されることとなるときは、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

5 ジャージー又はガーンジーにある間のいずれかの期間において疾病、傷害又は妊娠を理由とする日本国の法律及び規則に基づく給付を受けている者については、その期間についてジャージー又はガーンジーの法令に基づく保険料の納付義務(被用者又は自営業者としての保険料の納付義務を除く。)を免除する。

第五条

1 強制加入に関しては、次条及び第七条の規定に従うことを条件として、一方の締約国の法令に基づいて保障されており、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に雇用されている者が、その雇用者により当該一方の締約国又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 強制加入に関しては、一方の締約国の法令に基づいて保障されており、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者として就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

3 1又は2の規定により、ある者が一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労し、かつ、その者に対して他方の締約国の法令のみが引き続き適用される場合には、その者は、当該一方の締約国の法令に基づいて保険料を任意に納付する権利を有しないものとする。ただし、そのような任意の納付が、六十歳以上の者のみによる保険料の任意の納付に関する

る当該一方の締約国の法令に基づいて行われる場合は、この限りでない。

4 この条の規定の適用上、「保障されている」とは、

- (a) 日本国については、連合王国における派遣又は自営活動期間の開始の直前において、その者によって若しくはその者について保険料が納付され若しくは保険料の納付義務が生じているか又はその者に対して若しくはその者について保険料の納付義務の免除が与えられていることをいい、
(b) 連合王国については、日本国における派遣又は自営活動期間の開始の直前において、その者によって若しくはその者について保険料が納付され若しくは保険料の納付義務が生じているか又はその者について保険料が納付されたこととみなされていることをいう。

第六条

いずれかの締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する者の強制加入に関しては、その者に対して両締約国の法令が適用されることとなる場合には、その者がその領域内において通常居住する締約国の法令のみを適用する。

第七条

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十二年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定に影響を及ぼすものではない。

2 強制加入に関しては、1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は一方の締約国の法令において公務員として取り扱われるべきものとされている者若しくは一方の締約国の権限のある当局がこの協定の実施上公務員として取り扱うべきものとその権限の範囲内において認めることのある者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第八条

1 強制加入に関しては、2の規定に従うことを条件として、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、第四条から前条までの規定によればある者に対して当該一方の締約国の法令が適用されることとなる場合であっても、次の要件が満たされる場合には、当該一方の締約国の法令の適用を免除し、個々の事案において第四条から前条までの規定の適用の結果を修正することができる。

(a) その者に対して他方の締約国の法令が適用されること。
(b) その者が当該他方の締約国の法令のみの適用を受けることについて事前に同意していること。

(c) 当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関が当該一方の締約国の法令の適用の免除について事前に同意していること。

2 いずれか一方の又は双方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労している間に一以上の第三国の領域内においても被用者又は自営業者として就労している者の強制加入に関しては、この協定の第四条から前条までの規定によりいずれか一方の締約国の法令が適用されず、かつ、この協定と同種の社会保障に関する他の協定若しくは条約又は欧州連合の法若しくはEEA協定に基づくこの協定と同種の社会保障に関する取極であつて当該一方の締約国が当事国であるものの規定により当該一方の締約国の法令が適用される場合には、この協定の他の規定にかかわらず、両締約国の法令を適用する。

第九条

1 両締約国の権限のある当局又は実施機関は、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、自国の法令の下で収集された個人に関する

情報(この協定の適用のために必要なものに限る。)を自国の法令その他関連する法律及び規則に従つて他方の締約国のこれらの機関に伝達する。

3 この協定の適用上、一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の言語で作成されていることを理由として、いかなる種類の文書の受領も拒否してはならない。

4 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則により開示が義務付けられている場合を除くほか、2の規定に従つて伝達された個人に関するいかなる情報も秘密として取り扱うものとし、かつ、この協定及び当該一方の締約国の法令を適用する目的のためにのみ使用する。

5 両締約国の権限のある当局又は実施機関は、一方の締約国の法令に基づく保険料の徴収に関し、当該一方の締約国の要請に基づき、それぞれ自国の法律及び規則に従つて可能な範囲において、協力する。

第十条

両締約国の権限のある当局は、

(a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。
(b) この協定の実施のための連絡機関を指定する。
(c) 自国の法令の変更(この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。)に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

第十一条

1 両締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる紛争も交渉により解決するためにあらゆる合理的な努力を払う。

2 1の規定により紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、いずれかの締約国の要請により、次の方法により個々の事案ごとに設置される仲裁裁判所に決定のため付託する。
(a) 各締約国は、一方の締約国が他方の締約国に対し仲裁の要請を外交上の経路を通じて通

告した日の翌日から六十日以内に各一人の仲裁人を任命する。この二人の仲裁人は、第三の仲裁人を仲裁裁判所の議長として任命することに合意する。当該第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてもならず、また、当該各一人の仲裁人を任命した締約国のうちいずれか遅い方の任命を行った締約国が他方の締約国に対し当該任命を通告した日の翌日から三十日以内に、任命されなければならない。

(b) (a)に規定する各々の期間内に、いずれかの締約国が仲裁人を任命することができない場合又は議長について両締約国の任命した仲裁人が合意しない場合には、いずれの締約国も、国際司法裁判所長に対し、必要な任命を行うことを要請することができる。同所長が一方の締約国の国民である場合又はその他の理由により任命を行えない場合には、国際司法裁判所次長(同次長も任命を行えない場合には、国際司法裁判所における前任の裁判官で任命を行うことができるもの)に対して任命を行うよう要請することができる。

3 仲裁裁判所の決定は、両締約国に対し最終的なかつ拘束力のあるものとし、投票の過半数による議決で行う。

4 仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、
(a) 各締約国は、自国が任命した仲裁人に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。
(b) 議長に係る費用その他の経費は、両締約国の間で折半して負担する。

5 仲裁裁判所は、自らの手続に関する規則を定める。

6 1及び2の規定の適用上、「締約国」とは、連合王国については、文脈により、連合王国の権限のある当局をいう。

第十二条

第五条1及び2の規定の適用に際し、同条1にいう派遣又は同条2にいう自営活動をこの協定が効力を生じた日の前に開始した者の場合においては、当該派遣又は自営活動の期間は、この協定が効力を生じた日から開始するものとみなす。

第十三条

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第十四条

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合に、両締約国の権限のある当局は、この協定に基づいて生じた保険料の納付義務が履行されていないものに関する問題を解決するため、交渉する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十年二月二十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

河野洋平

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

ステイブン・ゴマソール

審査報告書

産業技術力強化法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十二年四月十三日

経済・産業委員長 成瀬 守重

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法草案は、産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者が果たすべき責務や国の施策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十二年度一般会計予算(通商産業省及び経済産業省所管)、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計予算に、新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する補助のため、あわせて七十五億円が計上されている。

産業技術力強化法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年三月二十三日

衆議院議長 伊藤 宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

産業技術力強化法案

産業技術力強化法

(目的)

第一条 この法律は、我が国の産業技術力の強化に関し、国、地方公共団体、大学及び事業者の責務を明らかにするとともに、産業技術力の強化に関する施策の基本となる事項を定め、併せて

平成十二年四月十四日 参議院会議録第十六号

て産業技術力の強化を支援するための措置を講ずることにより、我が国産業の持続的な発展を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「産業技術力」とは、産業活動において利用される技術に関する研究及び開発を行う能力並びにその成果の企業化を行う能力をいう。

(基本理念)

第三条 産業技術力の強化は、産業技術力が産業構造の変化、技術の進歩等の内外の経済的環境の変化に適切に対応して我が国産業の持続的な発展を図るための基盤であることにかんがみ、我が国産業の発展を支えてきた技術の改良に係る産業技術の水準の維持及び向上を図りつつ、国、地方公共団体、大学及び事業者の相互の密接な連携の下に、創造性のある研究及び開発を行うとともに、その成果の企業化を行う能力を強化することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、産業技術力の強化に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、産業技術力の強化に関する施策の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、産業技術力の強化に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。
(大学の責務等)

第六条 大学は、その活動が産業技術力の強化に資するものであることにかんがみ、人材の育成

産業技術力強化法案

並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、産業技術力の強化に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、研究及び開発並びにその成果の企業化に積極的に努めるものとする。

(研究者等の確保、養成及び資質の向上)

第八条 国は、研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることにより、産業技術力の強化を図られることにかんがみ、研究者及び技術者の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発施設の整備等)

第九条 国は、産業技術力の強化の円滑な実施を図るため、研究及び開発を行うための施設及び設備の整備、研究材料の供給並びに技術に関する情報の流通の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発に係る資金の重点化等)

第十条 国は、産業技術力の強化の効果的な実施を図るため、国の資金により行われる研究及び開発の適切な評価を行い、その結果を予算の配分へ反映させること等により、産業技術に関する研究及び開発に係る資金の重点化及び効率化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(連携の強化)

第十一条 国は、国及び地方公共団体の試験研究機関、大学並びに事業者が互いに補完することにより産業技術力の強化の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(研究成果の移転の促進)

第十二条 国は、国及び地方公共団体の試験研究

機関並びに大学における研究及び開発の成果が事業活動において活用されることが産業技術力の強化に重要であることにかんがみ、当該成果の事業者への移転の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(受託研究等に係る資金の受入れ等の円滑化)

第十三条 国は、国立学校(国立学校設置法昭和二十四年法律第五十号)第二条第一項に規定する国立学校をいう。において国以外の者から委託を受けて行う研究又は国以外の者と共同して行う研究の円滑な実施に資するため、国以外の者から提供されるこれらの研究に係る資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、その設置する公立学校(学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第一条第二項に規定する公立学校をいう。において当該地方公共団体以外の者から奨学を目的とする寄附金を受けて行う研究若しくは委託を受けて行う研究又は当該地方公共団体以外の者と共同して行う研究の円滑な実施に資するため、地方公共団体以外の者から提供されるこれらの研究に係る資金の受入れ及び使用を円滑に行うための措置を講じなければならない。

(大学等の研究成果を活用する事業者への支援)

第十四条 国は、産業技術力の強化を図るため、国立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三から第三章の六までに規定する機関をいう。)及び国の試験研究機関の研究者がその研究成果を活用する事業を実施する営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ねることが当該研究成果の事業者への移転の促進にとって重要な意義を有することに配慮しつつ、当該研究成果を活用する事業を実施する事業者に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、公立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて地方公共団体が設置するものをいう。)及び地方公共団体の試験研究機関における研究成果を活用する事業を実施する事業若しくはその支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定大学技術移転事業を実施する者等の国有施設の無償使用)

第十五条 国は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号。以下この条において「大学等技術移転促進法」という。)第五十二条第二項の承認事業者が国立大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校であつて国が設置するもの並びに国立学校設置法第三章の三に規定する大学共同利用機関をいう。以下この項及び次項において同じ。)の施設を大学等技術移転促進法第二条第一項の特定大学技術移転事業の用に供する場合であつて、当該国立大学等の施設を使用して行うことが当該国立大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を通じて産業技術力の強化を図るために必要であると認めるときは、当該承認事業者に対し、当該国立大学等の施設を無償で使用させることができる。

2 国は、大学等技術移転促進法第十二条第二項の認定事業者が国立大学等の施設を同条第一項に規定する事業の用に供する場合であつて、産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該認定事業者に対し、当該国立大学等の施設を無償で使用させることができる。

3 国は、大学等技術移転促進法第十三条第一項の認定を受けた者が同項の特定試験研究機関の施設を同項に規定する事業の用に供する場合であつて、産業技術力の強化を図るため特に必要であると認めるときは、当該認定を受けた者に

対し、当該特定試験研究機関の施設を無償で使用するることができる。

(特許料の特例)

第十六条 特許庁長官は、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明(職務発明(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。))に限る。)の発明者である学校教育法第一条に規定する大学(以下この条において単に「大学」という。)の学長、副学長、学部長、教授、助教、講師若しくは助手、同法第一条に規定する高等専門学校(以下この条において単に「高等専門学校」という。)の校長、教授、助教授、講師若しくは助手又は国立学校設置法第三章の三に規定する大学共同利用機関(これに置かれる研究所で政令で定めるものを含む。)の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者(以下この条において「研究者」という。)

二 その特許発明が大学又は高等専門学校の研究者がした職務発明である場合において、その研究者から特許を受ける権利を承継した当該大学又は高等専門学校を設置する者

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明(職務発明に限る。)の発明者である研究者

二 その発明が大学又は高等専門学校の研究者がした職務発明である場合において、その研

究者から特許を受ける権利を承継した当該大学又は高等専門学校を設置する者

第十七条 特許庁長官は、特許法第百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

一 その特許発明の発明者

二 その特許発明が従業者等(特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等(同項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

2 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者が次に掲げる者であつて産業技術力の強化を図るため特に必要なものとして政令で定める要件に該当する者であるときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

一 その発明の発明者

二 その発明が従業者等がした職務発明であつて、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められている場合において、その従業者等から特許を受ける権利を承継した使用者等

(新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務)

第十八条 新エネルギー・産業技術総合開発機構(次条において「機構」という。)は、石油代替エ

ネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号。次条において「石油代替エネルギー法」という。)第三十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、産業技術力の強化を図るため、次の業務を行う。

一 産業技術(産業技術に関する研究開発体制の整備等)に関する法律(昭和六十三年法律第三十三号。次条において「研究開発体制整備法」という。)第三条第一項第一号に規定するものをいう。次号において同じ。)に関する研究及び開発を助成すること。

二 産業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。

三 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(石油代替エネルギー法等の特例)

第十九条 前条の規定により機構の業務が行われる場合には、石油代替エネルギー法第四十一条第一項中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九條第一項及び産業技術力強化法第十八条」と、石油代替エネルギー法第五十二条中「政令」とあるのは「政令並びに産業技術力強化法」と、石油代替エネルギー法第五十三条第二項及び第五十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は産業技術力強化法」と、石油代替エネルギー法第五十九条第三号中「第三十九条第一項」とあるのは「第三十九條第一項及び産業技術力強化法第十八条」とし、研究開発体制整備法第六條第一項中「第四條第一号、第二号及び第四号に掲げる業務」とあるのは「第四條第一号、第二号及び第四号に掲げる業務並びに産業技術力強化法第十八條第一号及び第二号に掲げる業務」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許料の特例に係る経過措置)

第二条 第十八条第一項に規定する者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第十七条第一項に規定する者に係る特許出願であつてこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつたものに係る特許料の減免又は猶予については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

投票者氏名

日程第一 社会保険に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

賛成者氏名

二二一名

阿南 一成君 阿部 正俊君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
井上 裕君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 倉田 寛之君

反対者氏名

〇名

日程第二 産業技術力強化法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九九名

阿南 一成君 阿部 正俊君
有馬 朗人君 井上 吉夫君
井上 裕君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大野つや子君
太田 豊秋君 扇 千景君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君

小山 孝雄君 佐々木知子君 佐藤 泰三君 清水嘉子君 末広まき子君 鈴木 正孝君 田浦 直君 田村 公平君 武見 敬三君 月原 茂皓君 鶴保 庸介君 中島 眞人君 中原 爽君 長峯 基君 西田 吉宏君 野間 起君 長谷川道郎君 畑 恵君 林 芳正君 平田 耕一君 星野 明市君 松谷倉一郎君 松村 龍二君 溝手 顕正君 森下 博之君 森山 裕君 山内 俊夫君 山崎 正昭君 山本 一太君 吉川 芳男君 若林 正俊君 足立 良平君 朝日 俊弘君 今井 澄君 海野 徹君 江本 孟紀君 小川 敏夫君 木俣 佳文君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君 齊藤 滋宣君 須藤良太郎君 鈴木 政二君 世耕 弘成君 田中 直紀君 竹山 裕君 谷川 秀善君 常田 享祥君 中島 啓雄君 中曾根弘文君 仲道 俊哉君 成瀬 守重君 野沢 太三君 南野知恵子君 馳 浩君 服部三男雄君 日出 英輔君 保坂 三蔵君 真鍋 賢二君 松田 岩夫君 水島 裕君 村上 正邦君 森田 次夫君 矢野 哲朗君 山崎 力君 山下 善彦君 依田 智治君 吉村剛太郎君 脇 雅史君 浅尾慶一郎君 伊藤 基隆君 今泉 昭君 江田 五月君 小川 勝也君 勝木 健司君 北澤 俊美君
郡司 彰君 小宮山洋子君 興石 東君 佐藤 雄平君 櫻井 充君 高嶋 良充君 谷林 正昭君 角田 義一君 内藤 正光君 長谷川 清君 福山 哲郎君 堀 利和君 松崎 俊久君 円 より子君 本岡 昭次君 柳田 稔君 吉田 之久君 藁科 満治君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 木庭健太郎君 高野 博師君 統 訓弘君 浜田卓二郎君 日笠 勝之君 福本 潤一君 松 あきら君 山下 栄一君 渡辺 孝男君 井上 美代君 岩佐 恵美君 大沢 辰美君 小池 晃君 須藤美也子君 西山登紀子君 畑野 君枝君 林 紀子君 宮本 岳志君
小林 元君 小山 峰男君 佐藤 泰介君 齋藤 勤君 菅川 健二君 竹村 泰子君 千葉 景子君 寺崎 昭久君 直嶋 正行君 平田 健二君 藤井 俊男君 前川 忠夫君 松前 達郎君 峰崎 直樹君 篠瀬 進君 山下八洲夫君 和田 洋子君 荒木 清寛君 海野 義孝君 風間 昶君 沢 たまき君 但馬 久美君 鶴岡 洋君 浜四津敏子君 弘友 和夫君 益田 洋介君 森本 晃司君 山本 保君 阿部 幸代君 池田 幹幸君 緒方 靖夫君 笠井 亮君 小泉 親司君 富樫 練三君 橋本 敦君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 山下 芳生君

平成十二年四月十四日 参議院會議録第十六号 投票者氏名

河本 英典君	岸 宏一君	江本 孟紀君	小川 勝也君	田名部匡省君	田村 秀昭君
北岡 秀二君	久世 公堯君	小川 敏夫君	勝木 健司君	高橋 令則君	戸田 邦司君
久野 恒一君	倉田 寛之君	木俣 佳丈君	北澤 俊美君	堂本 暁子君	松岡満壽男君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	郡司 彰君	小林 元君	水野 誠一君	渡辺 秀央君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	小宮山洋子君	小山 峰男君	石井 一二君	佐藤 道夫君
佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	興石 東君	佐藤 泰介君	西川きよし君	菅野 久光君
清水嘉与子君	須藤良太郎君	佐藤 雄平君	齊藤 勁君	中村 敦夫君	
末広まきこ君	鈴木 政二君	櫻井 充君	菅川 健二君		
鈴木 正孝君	世耕 弘成君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	阿部 幸代君	井上 美代君
田浦 直君	田中 直紀君	谷林 正昭君	千葉 景子君	池田 幹幸君	岩佐 恵美君
田村 公平君	竹山 裕君	角田 義一君	寺崎 昭久君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
武見 敬三君	谷川 秀善君	内藤 正光君	直嶋 正行君	笠井 亮君	小池 晃君
月原 茂皓君	常田 享詳君	長谷川 清君	平田 健二君	小泉 親司君	須藤美也子君
鶴保 庸介君	中島 啓雄君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	富樫 練三君	西山登紀子君
中島 真人君	中曾根弘文君	堀 利和君	前川 忠夫君	橋本 敦君	畑野 君枝君
中原 爽君	仲道 俊哉君	松崎 俊久君	松前 達郎君	八田ひろ子君	林 紀子君
長峯 基君	成瀬 守重君	円より子君	峰崎 直樹君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
西田 吉宏君	野沢 太三君	本岡 昭次君	築瀬 進君	山下 芳生君	吉岡 吉典君
野間 起君	南野知恵子君	柳田 稔君	山下八洲夫君	吉川 春子君	大脇 雅子君
長谷川道郎君	馳 浩君	吉田 之久君	和田 洋子君		
畑 恵君	服部三男雄君	藁科 満治君	荒木 清寛君		
林 芳正君	日出 英輔君	魚住裕一郎君	海野 義孝君		
平田 耕一君	保坂 三蔵君	加藤 修一君	風間 昶君		
星野 明市君	真鍋 賢二君	木庭健太郎君	沢 たまき君		
松谷倉一郎君	松田 岩夫君	高野 博師君	但馬 久美君		
松村 龍二君	水島 裕君	続 訓弘君	鶴岡 洋君		
溝手 顕正君	村上 正邦君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君		
森下 博之君	森田 次夫君	日笠 勝之君	弘友 和夫君		
森山 裕君	矢野 哲朗君	福本 潤一君	益田 洋介君		
山内 俊夫君	山崎 力君	松 あきら君	森本 晃司君		
山崎 正昭君	山下 善彦君	山下 栄一君	山本 保君		
山本 一太君	依田 智治君	渡辺 孝男君	大淵 絹子君		
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	梶原 敬義君	日下部禮代子君		
若林 正俊君	脇 雅史君	清水 澄子君	谷本 巍君		
足立 良平君	浅尾慶一郎君	照屋 寛徳君	田 英夫君		
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君		
今井 澄君	今泉 昭君	三重野栄子君	山本 正和君		
海野 徹君	江田 五月君	岩本 莊太君	椎名 素夫君		

反対者氏名

一二名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五八四四五
二番四号 虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部 一一五円
(本体 一〇円)